

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和8年度目標・指標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性	
1. 共生社会づくり										
(1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数		61	57			企画	令和6年度も引き続き、出前講座の実施回数の目標を達成することができた。また、共生条例の理念に共感する事業者が店舗等に貼付する共生サポーターステッカーの配布数を増加させる（R5末18者⇒R6末73者）など、民間事業者に対する啓発に取り組んだ。県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する研修会、情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。	出前講座や共生社会サポーターステッカーなどを活用しながら県民に対する啓発を強化するとともに、発達障害の疑似体験等により子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。また、アドボケーターの資質向上のための研修会を引き続き実施する。
	(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施	50回/年					企画			
	(ウ)差別解消のためのネットワーク構築	相談体制の充実	差別解消相談員 2名 地域アドボケーター 26名	差別解消相談員 2名 地域アドボケーター 25名			企画			
(1)②権利擁護の推進	(エ)成年後見制度の利用促進	市町からの専門相談への対応や研修会の実施等による市町の取組支援	—	—			企画	健康福祉政策課、医療福祉推進課、障害福祉課が連携し、令和5年度に策定した成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針に基づき、利用促進協議会等の開催による関係者との連携強化を図るとともに、市町担当者向け実務研修、市町等からの専門相談対応窓口の設置、担い手確保に向けた研修の実施等により、権利擁護の推進を図った。	関係係が引き続き連携し、取組方針に基づき、関係者の連携強化や市町の取組支援、担い手確保等に取り組んでいく。	
(2)①意思決定支援の推進	(イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成	意思決定支援に関する研修修了者数 150人（3年間累積）	60 (3年間累積)	59 (直近3年間累積)			企画	令和3年度から新たに実施した研修であり、令和4年度に15名、令和5年度に19名、令和6年度に25名が受講した。	引き続き、研修の周知に努め、相談支援専門員への理解促進および障害のある当事者の意思決定支援の充実に努める。	
(4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	(イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：100%	95.1	95.1			交通戦略課	鉄道事業者および市町が実施する鉄道駅のバリアフリー化等に対して費用の一部を補助することにより、県内鉄道駅のバリアフリー化に寄与した。	県内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅に関する段差の解消等にかかる施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。	
2. とともに暮らす										
(1)①地域における住まいの場の確保	(ア)グループホームの整備促進	利用見込数：2,173人 ※市町における利用見込人数の総数	2,088	2,191			事業所指導	令和6年度末のグループホームの利用定員は2,191人分であり、令和7年度の利用見込み数を上回る状況となっている。	地域間の偏りや、重度障害のある方の利用が難しいなどの課題があり、重度障害のある方の対応が可能なグループホームの整備を進める。	
(1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実	(ア)地域生活への移行の促進	60人 (R6年度～R8年度の累積) ※市町における目標人数の総数	10	22			企画	地域移行について、令和5年度を上回る事ができた。各地域での拠点確保のため、各市町や地域自立支援協議会において検討・注力されてきた結果、拠点整備率の全国平均を上回る形で進めることができた。	地域生活への移行について、モデル事業の活用も含めて引き続き取り組んでいく。拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、全県において拠点整備が進むよう支援する。	
	(カ)地域生活支援拠点等の整備	拠点到求められる5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の確保・充実	9（圏域4、市町5）	9（圏域4、市町5）			企画			
(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実	(工)総合的・専門的な相談支援体制の充実、強化	各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	6圏域 14市町にて設置済	6圏域 15市町にて設置済			企画	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。初任者研修については、定員（80名）を超える応募があったため、拡大して受講決定を行った。現任研修、主任相談支援専門員研修については、定員を上回る申込者数であったことから、全て受講決定を行った。	令和7年度は相談支援専門員を緊急的に確保することにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の強化を図るため、受講定員を約2割増加している。	
	(カ)相談支援専門員の養成および育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：339人	173	159			企画			

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和8年度目標・指標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実	(ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	1センター設置、3名配置	1センター設置、3名配置			企画	「医療的ケア児支援センター」として、社会福祉法人びわこ学園に運営を委託し、社会福祉士、看護師、相談支援専門員の3名をコーディネーターとして配置している。 令和6年度のセンターへの相談は、20名からの新規相談（累計65名）があり、延べ122回の支援・対応と事業所等への144件の指導・助言を行った。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握するとともに、市町に対し同研修修了者名簿の共有を引き続き行う。 また、令和7年度は新たに市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供することで、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
(2)②行動障害のある人への支援の充実	(ア)地域支援基盤の充実	強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる	—	—			精神	強度行動障害専門家チームを設置し、強度行動障害者通所特別支援事業（県加算）を受ける生活介護事業所に対して専門家チームを派遣し、行動障害への対応スキルの向上を目的に助言等を実施した。	事業所において強度行動障害を有する者に対して支援を行う上で、中心的な役割を果たす「中核的人材」を配置するための、中核的人材養成研修の計画的な受講を進める。また、難しい事案について「中核的人材」に対して、指導助言が可能な高い専門を有する「広域的支援人材」として、発達障害者支援ケアマネージャーを活用し、環境調整を進めていく。
	(イ)支援人材の養成および育成	強度行動障害支援者養成研修	307	408			企画	基礎研修、実践研修ともに目標を大きく上回る修了者となった。	令和7年度は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を各福祉圏域の社会福祉法人において実施することにより、受講機会や定員の拡大を行うこととする。 実施にあたっては、各福祉圏域で講師を確保するため、発達障害者支援ケアマネージャー養成研修修了者の活用など新たな人材の発掘や圏域内での連携強化を図ることとする。
		基礎研修修了者数：180人／年	202	236				実践研修修了者数：120人／年	
(2)③発達障害のある人への支援の充実	(ウ)支援にかかわる人材の育成	1. 発達障害者支援センターによるコンサルテーション：900件 2. 発達障害者ケアマネジメント支援事業所による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000件	693	376			精神	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、相談支援担当者のスキル向上が図られている。	引き続き、一次、二次、三次支援機関それぞれの果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
	(エ)家族への支援の充実	ペアレントメンターの人数：45名	34	43			精神	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。今年度は9名の受講があった。受講者は年々増えている。	引き続き、県発達障害者支援センターともペアレントメンターの情報を共有し、市町を超えて活用できる体制を検討していく。
(2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実	(ア)圏域における支援体制の充実	圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修を受講した所属：20%	31	18.6			精神	高次脳機能障害支援養成基礎研修と実践研修を実施し、基礎研修は70名が修了し、実践研修は64名が修了した。	引き続き高次脳機能障害支援センターを中心に研修会企画や、圏域ネットワーク事業の効果的な推進に努めていく。
(2)⑦高齢障害者への支援の充実	(イ)共生型サービスの普及	制度の普及と必要に応じた整備を進める	—	—			事業所指導	障害福祉サービスの実施を検討する介護保険サービス事業所に対して、共生型サービスの制度概要を紹介し、サービス導入を促した。	共生型サービスの事業所数を増加させるため、引き続き、周知・啓発を図る。
(2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実	(イ)ひきこもり支援センターの強化	専門的助言等を行う機能の強化	—	—			精神	ひきこもり支援専門家チームを設置し、事例検討会や同行支援を通して、専門的助言を行うことにより、ひきこもり支援体制の構築や支援者の資質向上を図ることができた。	引き続き、滋賀県ひきこもり支援施策推進会議を実施し、支援体制の整備やネットワークの充実等、総合的な支援の在り方について検討し、さらなる連携強化及び支援者の資質向上を目指す。
	(エ)教育との連携強化	県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みの活用を促進する	—	—			精神	県内すべての市町において、県と市町・教育と福祉の四者で協定を締結することができた。	協定の活用の実態を把握し、好事例を共有するなど、活用の促進と自身の充実を図っていく。また、県内私学との連携についても模索する。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和8年度目標・指標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実	(オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実	専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される	—	各保健所を相談拠点として設置			精神	県内保健所は平成30年度にアルコール健康障害の相談拠点となりましたが、令和6年度薬物依存およびギャンブル等依存症相談拠点となった。また、依存症相談支援員を各保健所へ派遣し、相談体制を充実させた。	引き続き精神保健福祉センターおよび各保健所において依存症相談を受けることができ、適切な対応ができるよう進めていく。
	■依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）		—	—					
(4)①防災体制の充実	(イ)災害時要配慮者の避難支援	県内19市町において個別避難計画を作成	—	18市町において一部作成済み			防災危機管理 局、健康 福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> 【防災危機管理局】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町における個別避難計画作成を推進するために構築した『滋賀モデル』の横展開を行うため、取組に重要な防災部局と保健・福祉部局の連携促進につながる人材育成や市町向け研修会を実施することが出来た。 ・未策定市町への伴走支援を行い、2市町において最初の1件を作成することができた。 【健康福祉政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町の福祉避難所の整備状況や課題の確認を行った。 ・広域福祉避難所の開設・移送の伝達訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【防災危機管理局】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画未策定市町へは聞き取り調査を行い、最初の1件の作成に向けて伴走支援を行っていく。また、計画作成後の市町においても計画に基づく訓練の実施により、実効性が確保できるように努めている。 【健康福祉政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所は個別避難計画の避難先となりうることから、指定・確保に係る情報提供を行うなど伴走支援を行う。 ・要配慮者の円滑な避難支援に向けて、引き続き広域福祉避難所の訓練等を実施し、実効性が確保できるように努める。
(5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成	(ア)相談支援専門員の養成及び育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：339人	173	159			企画	初任者研修については、定員（80名）を超える応募があったため、拡大して受講決定を行った。現任研修、主任相談支援専門員研修については、定員を下回る申込者数であったことから、全て受講決定を行った。	令和7年度は相談支援専門員を緊急的に確保することにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の強化を図るため、受講定員を約2割増加している。
	(ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲）	強度行動障害支援者養成研修	307	408			企画	基礎研修、実践研修ともに目標を大きく上回る修了者となった。研修修了者が増えることで、障害に対する理解を深め、支援の質の向上が図れるとともに、障害福祉サービス等報酬の増加（重度障害者支援加算Ⅱ、強度行動障害児支援加算等）につながることを期待できる。	令和7年度は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を各福祉圏域の社会福祉法人において実施することにより、受講機会や定員の拡大を行うこととする。実施にあたっては、各福祉圏域で講師を確保するため、発達障害者支援ケアマネージャー養成研修修了者の活用など新たな人材の発掘や圏域内での連携強化を図ることとする。
		基礎研修修了者数：180人／年	202	236					
実践研修修了者数：120人／年	105	172							
(5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	(ア)多様な人材層の参入促進	支援人材の確保	—	—			事業所指導	令和5年度に引き続き、新たに事業所の処遇改善加算の算定に必要な書類の作成支援を実施した。また、障害福祉の仕事の魅力発信動画を配信したり、介護ロボットの導入支援による職場環境改善等を通じて、人材確保・定着に取り組んだ。	処遇改善加算等取得促進事業を通じて、職員の待遇の向上に寄与し、人材確保を促進させる。引き続き職員の資質向上を押し進めると共に、資質向上が職員のやりがいを創出させ、職場定着につなげることが重要である。
	(ウ)職場定着支援および人材育成	職場定着の促進	—	—			事業所指導		
3. ともに育ち・学ぶ									
(1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化	(ア)サービス提供体制の整備促進	重心・医療的ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保	—	—			事業所指導	令和6年度時点では、重心向け児童発達支援事業所を4圏域 8事業所、重心向け放課後等デイサービス事業所を5圏域 21事業所確保できた。	湖北・高島圏域への重度心身障害児に対応する事業所が確保されておらず、各圏域に1カ所以上確保する。
	(イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネーター機能の確保	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	1センター設置、3名配置	1センター設置、3名配置			企画	「医療的ケア児支援センター」として、社会福祉法人びわこ学園に運営を委託し、社会福祉士、看護師、相談支援専門員の3名をコーディネーターとして配置している。医療的ケア児者支援コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修受講者の配置機関の一覧を公開し、地域における支援体制の充実に取り組んだ。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握するとともに、市町に対し同研修修了者名簿の共有を引き続き行う。また、令和7年度は新たに市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供することで、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和8年度目標・指標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	(イ)福祉等関係機関と教育機関との連携	個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備	—	—			特別支援教育課		
(2)①切れ目のない指導・支援	(ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇	個別の指導計画「作成率」 小100% 中100% 高95.9% 「活用率」 小99.9% 中100% 高94.2%	個別の指導計画「作成率」 小100% 中100% 高97.8% 「活用率」 小97.8% 中97.9% 高48.8%			特別支援教育課	令和6年度から、個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇を目標に掲げ、小・中学校については、各市町が開催する研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣や「個別最適な学び」の実現に向けたワークショップの開催を、高等学校については、巡回指導員の派遣や地域の高等養護学校との連携による校内支援体制の強化を進めた。 こうした取組を通じて、特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の専門性向上を図るとともに、個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実を推進した。	個別の指導計画の活用率は、小・中学校では高い割合を示しているものの、高等学校では低い数値となっている。また、個別の教育支援計画の活用率は、保護者等および関係機関との連携率を表しており、関係機関等との連携を必要としない児童生徒もいることから、100%を目指すものではないが、小・中・高等学校で大きな差がある。 引き続き、研修や巡回指導員の派遣などを通じて、両計画の活用や内容の充実等を推進し、活用率の上昇を図っていく。
(3)①教育と福祉の連携推進	(ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	教育と福祉の連携の推進を図る	—	—			特別支援教育課	・小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修において、福祉関係機関等からも参加いただく研修を設定し、福祉分野との連携強化を図っている。 ・児童生徒の支援については、各ケースに応じて障害児通所事業所等が学校に訪問し、教員との懇談にて情報共有を行う機会が継続されている。各目的に応じた多様な連携について、各地域および学校において模索している。	・小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修における福祉分野との連携強化を図り、主に学齢期の児童生徒に対する適切な指導や支援について協力体制を構築していく。 ・学校と障害児通所事業所等との関係は構築されてきている。課題に応じて各地域の自立支援協議会やサービス調整会議等の機会を通じて地域における継続的な連携を深める必要がある。
4. ともに働く									
(1)②雇用の場の確保および拡大	(ア)雇用の場の確保	職場開拓による雇用の場の充実	開拓事業所就職者数：63人	開拓事業所就職者数：54人			労働雇用政策課	障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓した。また、県内企業の障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進・定着促進セミナーを実施した。	令和6年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.66%、法定雇用率達成企業割合が54.1%といずれも全国平均を上回っているが、約5割の企業で法定雇用率が達成できていない。加えて、令和6年4月から法定雇用率が2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲も40.0人以上となったため、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
(1)③就労移行支援と職場定着	(ア)就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上	就労支援人材の専門性向上	—	—			社会、労政	就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶことにより、一般企業等への就職に向けた支援および職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。	就労移行支援事業所等の職員に向けた研修を引き続き実施するとともに、新たに始まる就労選択支援事業の目的を各圏域の関係機関が適切に理解し有効に活用できるよう、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会の場等を活用し、就労選択支援事業に関する説明および各圏域の現状や課題を共有・把握することで、支援体制の充実に向けた各圏域での検討を促していく。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和8年度目標・指標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
支援の充実	(工)就労が定着するための支援	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%	37.50%	41.80%			社会、労政	R3年度に「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」としてとりまとめた報告書を用いて関係機関の適切な役割分担や就労定着支援を含む就労支援の本来の流れの説明を行うほか、10月から始まる就労選択支援の目的等の説明を行い、各圏域に合わせた関係機関の連携のあり方等についての検討を促した。	令和5年度実績と比較して割合は増加しているが、目標値には至っていない。就労選択支援の開始に向けて、関係機関が本サービスの目的を理解し適切な連携のもと活用できるよう、引き続き各圏域に対して地域に合わせた連携のあり方等について検討を促していく。 また、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議の場等を活用し就労定着の促進に向けた現状や課題の共有を引き続き実施していく。
(2)②就労収入の向上	(ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援	平均工賃月額30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合：30%	—	—			社会、労政	障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、令和3年度、令和4年度と伸び悩んでいたが、令和5年度には27.3%と大きく上昇し、令和6年度実績において目標の30%を達成することができた。今後も割合の増加を図るために、事業所職員を対象とする経営力育成研修の開催や商談会・販売会の実施により販路拡大に取り組むほか、しが障害者施設応援企業認定制度により民間企業の需要拡大を促すとともに、「滋賀県障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進するための方針」を定め、県の機関が障害福祉サービス事業所等から物品・役務の調達を行うことを推進していく。
	(イ)障害福祉就労施設等への発注促進		27.30%	31.0%					
(4)①働き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実	(ア)地域における就労支援システムの充実	地域における支援体制の充実	—	—			社会、労政	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。 R3年度に「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」と題してとりまとめた報告書や、10月から始まる就労選択支援事業の目的等の説明を行い、各圏域にあった関係機関の連携のあり方等についての検討を促した。	10月より就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)が開始される。各圏域の関係機関が本サービスの目的を適切に理解し有効に活用できるよう、引き続き企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会の場等を活用し、就労選択支援事業に関する説明および各圏域の現状や課題を共有・把握することで、支援体制の充実にに向けた各圏域での検討を促していく。
5. とともに活動する									
(1)①障害のある人のスポーツの推進	(ア)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた環境整備等	県障害者スポーツ大会等の参加者数：1,600人以上/年(令和9年度目標)	1796	2053			スポーツ課	可能な範囲で「わたSHIGA輝く障スポ」の競技会場を使用して大会を開催した。全国大会選考会では、多くの競技で参加者が増加し、全体として前年度に比べ1割以上増加した。	「わたSHIGA輝く障スポ」後、増加した競技人口を減らさないよう、引き続き競技が続けられる環境整備に取り組んでいく。
(1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進	(イ)造形活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数：300人/年	285	306			社会	令和6年度に目標を達成することができた。 306点のうち104点を展示し、前年より353人多い2,464人の入場者があった。	新たな会場を検討して、来場者の増加や障害者アート公募展の周知を図る。
(1)③障害のある人の読書活動の推進	(ア)読書におけるバリアフリーの推進	「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づく周知・啓発事業の展開	策定済	策定済			生涯学習課	計画に基づき、令和6年度は次の取組を実施した。 ・学校関係者を対象とする研修会の実施(参加者87名) ・普及啓発展示、チラシの配布、ワークショップ ・テレビ滋賀プラスワンによる周知	計画に基づいた取組を進める。
(3)①障害のある人の本人活動や交流への支援	(ア)本人活動の支援	ピアサポート活動の充実	34	43			精神	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行い9名の増員があった。市町のペアレントメンターの情報を県発達障害者支援センターとも共有することで、市町を超えてペアレントメンターを活用することが広がっており、	市町によりペアレントメンターの活用に温度差がみられるので、活用事例を具体的に示し、好事例を共有することで市町間の格差をなくしていく。また、メンターの高齢化に伴い、メンター卒業を希望される方もいる。周知・依頼と研修を通してメンターの増員を図る。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指 標	目 標	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 実績	令和8年度 実績	担当係	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
共生のまちづくり									
差別解消に関する講座の実施	<R8年度目標> 50回/年	61	57			企画	— 重点的取組	令和6年度も引き続き、出前講座の実施回数の目標を達成することができた。	
障害者差別解消法に基づく障害者差別 解消支援地域協議会未設置の市町に対 する働きかけの実施	<R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度)	8市町で整備済み				企画	—	県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、 アドボケーターが参加する研修会、情報交換 会を実施するなどして連携した体制強化に努 めた。	幅広い層への周知が必要であることから、企業等に研修 に取り入れていただくよう働きかけを強化するととも に、webを利用した啓発を実施していく。 県、当事者に一番身近な市町担当職員とアドボケータ ーとの連携を密にするため、引き続き研修会、情報交換会 等を実施していく。
地域アドボケーター、市町担当者、県 による圏域ごとの情報交換会の実施	<R8年度目標> 毎年度1回	年0回	年1回			企画	—		
意思決定支援に関する研修修了者数	<R8年度目標> 150人 (R3~R5年度累積)	60 (3年間累積)	59 (直近3年間 累積)			企画	— 重点的取組	令和3年度から新たに実施した研修であり、 令和4年度に15名、令和5年度に19名、令和 6年度に25名が受講した。	引き続き、研修の周知に努め、相談支援専門員への理解 促進および障害のある当事者の意思決定支援の充実に努 める。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向 け通訳・介助員派遣回数	<R8年度目標> 12,400回/年	9,427回	9,114回			社会	—	派遣ニーズに応じて各所と連携しながら対応 することができた。	会議場面等手話・触手話・音声通訳可能な人材不足が続 いている。男性の盲ろう者が多いにもかかわらず、男性 の通訳介護者が不足している。盲ろう者、通訳介護者 ともに高齢化が進んでいる。 引き続き意思疎通支援者の養成等を進めるとともに、 様々な意思疎通支援の周知啓発に努める。
視覚障害者IT相談支援件数	<R8年度目標> 440件/年	549件	554件			社会	—	令和6年度も引き続き、相談件数の目標を達 成することができた。	多種多様なIT機器への対応、遠方への訪問サポートの対 応について円滑に実施できる方法を検討していく。
ITサロン利用者数	<R8年度目標> 2,210人/年	1726人	1532人			社会	—	予防的に情報を収集したい方から、全介助の 症状の進んだ方のコミュニケーション支援ま で対応できるようになり、対応できる幅が広 がった。	ITサロンの利用について周知を図るとともに、ITサ ロンの役割の再検討等によりIT機器の利用の促進に努 める。
駅のバリアフリー化率（乗客1日3千 人以上）	<R8年度目標> 100%	95.10%	95.1%			交通戦略課	重点的取組	鉄道事業者および市町が実施する鉄道駅のバ リアフリー化等に対して費用の一部を補助す ることにより、県内鉄道駅のバリアフリー化 に寄与した。	県内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道 駅に関する段差の解消等にかかる施設整備費用を継続的 に支援していく必要がある。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標	目標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに暮らす									
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	<R8年度目標> 100%	57.7%	集計中			事業所指導	-	(結果未であるため評価できていない)	(結果未であるため評価できていない)
強度行動障害支援者養成研修修了者数	<R8年度目標> 基礎：180人/年 実践：120人/年	202人 105人	236人 172人			企画	重点的取組	基礎研修、実践研修ともに目標を大きく上回る修了者となった。研修修了者が増えることで、障害に対する理解を深め、支援の質の向上が図れるとともに、障害福祉サービス等報酬の増加（重度障害者支援加算Ⅱ、強度行動障害児支援加算等）につながることを期待できる。	令和7年度は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を各福祉圏域の社会福祉法人において実施することにより、受講機会や定員の拡大を行うこととする。実施にあたっては、各福祉圏域で講師を確保するため、発達障害者支援ケアマネージャー養成研修修了者の活用など新たな人材の発掘や圏域内での連携強化を図ることとする。
圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修を受講した所属	<R8年度目標> 20.0%	-	18.3			精神	新規項目	高次脳機能障害支援養成基礎研修と実践研修を実施し、基礎研修は70名が修了し、実践研修は64名が修了した。	引き続き高次脳機能障害支援センターを中心に研修会企画や、圏域ネットワーク事業の効果的な推進に努めていく。
難病医療費助成制度申請時におけるおたずね票調査による相談希望者に対する支援実施の割合	<R8年度目標> 100.0%	-	集計中			健康しが推進課（難病）	新規項目 保健医療計画	(結果未であるため評価できていない)	(結果未であるため評価できていない)
医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院および医療型短期入所可能事業所	<R8年度目標> 各二次保健医療圏域に1か所以上整備	6/7圏域	6/7圏域			健康しが推進課（難病） 障害福祉課（企画）	保健医療計画	R3,4は新型コロナウイルス感染症によりレスパイト受け入れが制限されていたが、R5年度以降、利用者数、利用日数ともに回復しつつある。新たな受け入れ先の整備には至らなかった。	整備の進んでいない圏域の医療機関に働きかける必要がある。また、小児在宅医療体制整備事業においてレスパイト入院の受け入れを行っている医療機関、事業所の情報共有を行うとともに、医療型短期入所開設促進事業（障害福祉課所管）の取組と連携していく必要がある。
医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所	<R8年度目標> 各二次保健医療圏域に現在数以上整備	23診療所	未調査			健康しが推進課（難病）	保健医療計画	小児在宅医療体制整備事業（びわこ学園委託）において、医療的ケアに関わる人材育成、連携体制の構築を推進を行っている。	引き続き小児在宅医療体制整備事業を推進し、小児在宅医療のシステム作りや小児在宅医療を担う人材育成に取り組んでいく。
小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション		94施設	99施設						
ともに学び・育つ									
個別の指導計画、個別の教育支援計画	<R8年度目標> 「活用率」の上昇	個別の指導計画 「作成率」 小100% 中100% 高95.9% 「活用率」 小99.9% 中100% 高94.2% 個別の教育支援計画 「作成率」 小99.4% 中99.6% 高95.8%	個別の指導計画 「作成率」 小100% 中100% 高95.9% 「活用率」 小97.8% 中97.9% 高48.8% 個別の教育支援計画 「作成率」 小99.8% 中100% 高97.4% 「活用率」 小73.2% 中54.8% 高25.8%			特別支援教育課	新規項目 第4期滋賀県教育振興基本計画	令和6年度から、個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇を目標に掲げ、小・中学校については、各市町が開催する研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣や「個別最適な学び」の実現に向けたワークショップの開催を、高等学校については、巡回指導員の派遣や地域の高等養護学校との連携による校内支援体制の強化を進めた。こうした取組を通じて、特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の専門性向上を図るとともに、個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実を推進した。	個別の指導計画の活用率は、小・中学校では高い割合を示しているものの、高等学校では低い数値となっている。また、個別の教育支援計画の活用率は、保護者等および関係機関との連携率を表しており、関係機関等との連携を必要としない児童生徒もいることから、100%を目指すものではないが、小・中・高等学校で大きな差がある。引き続き、研修や巡回指導員の派遣などを通じて、両計画の活用や内容の充実等を推進し、活用率の上昇を図っていく。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標	目標	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当係	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに働く									
農業と福祉との連携による新たな取組件数	<R7年度目標> 100件/年	89	98			みらいの農業振興課	滋賀県基本構想実施計画	農福連携に関する様々な取組が展開されたことで、令和6年度末には令和5年度から9件の増となる98件の実績であったことから、農福連携への理解が拡大しているものと捉えている。	農業経営体への農福連携への理解や活用については、まだまだ十分ではないと考えられることから、障害を持つ人の特性や農業・農作業に対する農業分野・福祉分野の相互理解の促進を図る活動を進めていく。
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	<R8年度目標> 10,000人/年	9,059	9,553			社会	-	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、一般就労した障害者の社会人としてのマナーや生活面の問題が課題としてあがっていたことから、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶ研修会を実施するとともに、横のつながりを築き、職場での悩みなどを話し合う交流会を開催した。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、挙げられた9つの課題について、ひとつずつ対応していく必要がある。
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	<R8年度目標> 4,300人/年	3,671	3,796			社会	-	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割分担や働き・暮らし応援センターのマンパワー不足などの課題が挙げられており、地域における支援体制の充実に向け、各圏域において関係機関の適切な役割等の整理を行うなどの検討を促していく必要がある。
法定雇用率達成企業割合	<R8年度目標> 70%	59.2%	54.1%			労働雇用政策課	-	法定雇用率達成企業割合は54.1%であり、全国平均の50.1%を上回ることができている。	令和6年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.66%、法定雇用率達成企業割合が54.1%といずれも全国平均を上回っているが、約5割の企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合	<R8年度目標> 30%	27.3%	31.0%			社会	重点的取組	障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、令和3年度、令和4年度と伸び悩んでいたが、令和5年度には27.3%と大きく上昇し、令和6年度実績において目標の30%を達成することができた。今後も割合の増加を図るために、事業所職員を対象とする経営力育成研修の開催や商談会・販売会の実施により販路拡大に取り組むほか、しが障害者施設応援企業認定制度により民間企業の需要拡大を促すとともに、「滋賀県障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」を定め、県の機関が障害福祉サービス事業所等から物品・役務の調達を行うことを推進していく。
ともに活動する									
障害者スポーツ県大会の参加人数	<R9年度目標> 1,600人以上/年	1796	2053			スポーツ課	第3期滋賀県スポーツ推進計画	可能な範囲で「わたSHIGA輝く障スポ」の競技会場を使用して大会を開催した。全国大会選考会では、多くの競技で参加者が増加し、全体として前年度に比べ1割以上増加した。	「わたSHIGA輝く障スポ」後、増加した競技人口を減らさないよう、引き続き競技を続けられる環境整備に取り組んでいく。
障害者アート公募展への応募者数	<R8年度目標> 300人/年	285	306			社会	-	令和6年度に目標を達成することができた。306点のうち104点を展示し、前年より353人多い2,464人の入場者があった。	新たな会場を検討して、来場者の増加や障害者アート公募展の周知を図る。

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る目標一覧

項目		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和8年度目標	備考	担当	主な実績・成果・評価	課題と対応
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	10人	22人			60人 (R6年度～R8年度の累積)	※市町における目標人数の総数	企画	地域移行および県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数について、令和5年度を上回ることができた。	地域生活の移行および県内での生活を実現する者の人数について、モデル事業の活用も含めて引き続き取り組んでいく。
	②県内障害者支援施設における入所定員数(県立施設を除く)	979人	969人			999人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持	事業所指導		
	③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	R5年度実績	R6年度実績			20人 (R6年度～R8年度の累積) 一人でも多くの人の県内での生活の実現	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R6年度末の県外入所者の実人数：151人	企画		
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	329.8日 (R2年度実績)	329.8日 (R2年度実績)			増加	-	精神	各保健医療圏にアドバイザーを設置し体制整備を行うとともに、精神障害に係る協議の場の開催や人材育成研修、精神障害者ピアサポート事業を展開するとともに、地域住民等に対して精神障害についての正しい理解促進の取組が実施できた。	取組を継続して実施する。
	②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	711人	761人			619人	-			
	③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	290人	309人			273人	-			
	④精神科入院後3か月時点の退院率	72% (R2年度実績)	72% (R2年度実績)			増加	-			
	⑤精神科入院後6か月時点の退院率	86% (R2年度実績)	86% (R2年度実績)			増加	-			
	⑥精神科入院後1年時点の退院率	93% (R2年度実績)	93% (R2年度実績)			増加	-			
3 地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等が有する機能の充実	9 (圏域4、市町5)	9 (圏域4、市町5)			拠点に求められる5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の確保・充実 各市町または各圏域において、支援体制を整備	-	企画	各地域での拠点確保のため、各市町や地域自立支援協議会において検討・注力されてきた結果、拠点整備率の全国平均を上回る形で進めることができた。	拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、全県において拠点整備が進むよう支援する。
	②強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備	整備済	整備済				新規項目			
4 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者	207	183			全体：206人	-	-	障害福祉サービス事業所から一般就労した障害者は令和6年度183人であり、目標を達成できていない。就労定着支援事業に関する項目については、今回改定から目標値が新たにされており、令和6年度実績ではそれを達成することができている。新規項目である一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合については、41.8%であり、目標を達成できていない。	今後も障害者の一般就労や職場定着を一層促進するために障害者本人や事業主への支援が必要であることから、就労支援を行う職員に対する就労アセスメント手法に関する研修および企業等へ就職する障害者本人に対する入職前研修、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による就労定着の促進に向けた協議の場の開催等を引き続き実施していく。
		130	100			就労移行支援：128人				
		22	36			就労継続支援A型：22人				
		45	40			就労継続支援B型：51人				
	②就労定着支援事業の利用者数	37.5	175人			160人	-			
③就労定着支援事業所ごとの就労定着率	80.00%	31.8%			就労定着支援事業所ごとの就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	-	社会			
④一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	-	41.8%			就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	新規項目				

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る目標一覧

項目		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和8年度目標	備考	担当	主な実績・成果・評価	課題と対応
	⑤地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用	-	-			障害者就労ネットワーク事業における協議の場および自立支援協議会（相談支援事業ネットワーク部会 就労分野）を2回開催	新規項目		障害者就労ネットワーク事業において、協議の場として2回開催した。	障害福祉サービス事業所だけでなく、障害者を雇用する企業にも広く参画を呼び掛けていく必要がある。
5 障害児支援の提供体制の整備	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	7圏域において15か所の整備済	7圏域において16か所の整備済			児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	-	事業所指導	各市町が運営する、児童発達支援センターへの運営支援等を実施した。	総合病院療育センターによる巡回支援や、人員の加配に対する補助事業などの支援を継続して行っていく。
	②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	7圏域内において31か所の整備済	7圏域内において36か所の整備済			全市町で障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	-	事業所指導	圏域単位では、全ての圏域で事業所が運営されている。	プランの目標達成に向けて、未設置の市町での開設を促す。
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	-	-			児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める	新規項目	障害福祉課／子育て支援課／特別支援教育課	・情報共有を実施。	・各関係機関の役割を共有し、適切な連携の在り方を模索する協議を重ねる必要がある。
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において19か所の整備済	5圏域において20か所の整備済			各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	-	事業所指導	事業所数は横ばいの状況であり、特に県北部での事業所がない状況。	県北部での事業実施に向けた取組を進める必要がある
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	7圏域で設置	協議の場：7圏域で設置 コーディネーターの配置：4圏域で配置			各市町または各福祉圏域に協議の場を少なくとも一つ設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置	-	企画	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については7圏域で設置することができた。 コーディネーターについては4圏域での配置となった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握するとともに、市町に対し同研修修了者名簿の共有を引き続き行う。 また、令和7年度は新たに市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供することで、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
	⑥医療的ケア児支援センターの設置	R5.4/1設置（1カ所）	設置済み（1カ所）			医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	新規項目	企画	「医療的ケア児支援センター」として、社会福祉法人びわこ学園に運営を委託し、社会福祉士、看護師、相談支援専門員の3名をコーディネーターとして配置している。 また、令和6年度のセンターへの相談は、20名からの新規相談（累計65名）があり、延べ122回の支援・対応と事業所等への144件の指導・助言を行った。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握するとともに、市町に対し同研修修了者名簿の共有を引き続き行う。 また、令和7年度は新たに市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供することで、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
	⑦障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置	-	-			協議の場の設置についての検討を進める	新規項目	事業所指導	-	関係機関と協議の場の設置について検討を進めていく必要がある。
	⑧医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実	-	4圏域で整備済（9カ所）			医療型短期入所事業所を各圏域に1カ所以上整備	新規項目	企画	令和4年度から実施している医療的ケア児者対応事業所開設促進事業および令和6年度から新たに実施した医療型短期入所受入促進モデル事業により、令和6年度に湖南福祉圏域で1カ所、高島福祉圏域で2カ所、事業所が追加となった。	左記の事業を通して、引き続き、利用者受け入れにかかる支援ノウハウの蓄積を図ることとする。 また、令和7年度は未整備である東近江福祉圏域および湖東福祉圏域において、びわこ学園と連携し、重点的に開設促進を行うこととする。
6 相談支援体制の充実・強化	①総合的・専門的な相談支援の実施および基幹相談支援センターの設置	6圏域 14市町にて設置済	6圏域 15市町にて設置済			各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	新規項目	企画	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。	基幹相談支援センターが未設置の圏域に対し、自立支援協議会等を活用しながら設置に向けて進めていく。
	②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	-	123回設置 全市町の合計			各市町または各圏域において自立支援協議会における専門部会の設置	新規項目	企画	専門部会設置数の見込みである72回を大幅に上回ることができた。	全体としては見込み回数を上回っているが、市町によっては設置回数が少ない市町があるため、全市町において一定の回数実施される必要がある。

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考	担当	主な実績・成果・評価	課題・対応
1 福祉施設から一般就労への移行等											
②障害者に対する職業訓練の受講者数	15	12			20人	22人	23人	R4年度実績：17人	社会	就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶことにより、一般企業等への就職に向けた支援および職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。	就労移行支援事業所等の職員に向けた研修を引き続き実施するとともに、新たに始まる就労選択支援事業の目的を各圏域の関係機関が適切に理解し有効に活用できるよう、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会に關する説明および各圏域の現状や課題を共有・把握することで、支援体制の充実に向けた各圏域での検討を促していく。
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	280	265			423人	447人	471人	R4年度実績：375人	社会		
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	68	41			76人	76人	76人	R4年度実績 76人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者などを想定	社会		
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	135	110			106人	106人	106人	R4年度実績：106人	社会		
6 障害児支援の提供体制の整備											
①医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	—	19人			28人	29人	35人	※市町計画の積み上げ	企画	コーディネーターの配置人数については、見込みを下回る人数となった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握するとともに、市町に対し同研修修了者名簿の共有を引き続き行う。 また、令和7年度は新たに市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供することで、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
②医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	—	3人			3人	3人	3人	新規項目	企画	「医療的ケア児支援センター」として、社会福祉法人びわこ学園に運営を委託し、社会福祉士、看護師、相談支援専門員の3名をコーディネーターとして配置している。 令和6年度のセンターへの相談は、20名からの新規相談（累計65名）があり、延べ122回の支援・対応と事業所等への144件の指導・助言を行った。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握するとともに、市町に対し同研修修了者名簿の共有を引き続き行う。 また、令和7年度は新たに市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供することで、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考	担当	主な実績・成果・評価	課題・対応
7 発達障害者に対する支援											
①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	2回 なし	2回 なし			2回	2回	2回	R4年度実績：2回	精神	全大会の開催回数については目標を達成でき、教育と福祉、医療、就労のそれぞれの立場から意見交流を行った。	引き続き、地域の発達障害支援体制の課題把握および対応についての検討を行うために、年間2回の協議会を行う。
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	775 (4,335件)	659 (4,766件)			900人 (6,000件)	800人 (5,500件)	800人 (5,500件)	R4年度実績：849人 (5,801件)	精神	一般的な相談は各市町相談窓口（一次支援機関）で対応し、より高度な相談や困難事例についてケアマネ支援事業所（二次支援機関）、さらに県発達障害者支援センター（三次支援機関）で対応するための周知に取り組んできた。	一次、二次、三次支援機関の重層的な支援体制を構築していくとともに、県発達障害者支援センター（三次支援機関）の果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
③発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の関係機関への助言件数								R4年度実績：	精神	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、組織力と相談支援担当者のスキル向上が図られている。	発達障害者支援ケアマネージャーを福祉圏域に偏りなく、継続的に養成していく。
(ア)発達障害者支援センター	693件	376件			800件	850件	900件	(ア)786件			
(イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所	1,379件	873件			2,000件	2,000件	2,000件	(イ)1,283件			
④発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の外部機関や地域住民への研修、啓発件数								R4年度実績：	精神	発達障害の基本的な理解が広がるよう、市民向けの啓発研修などを実施することができた。	身近な人が本人の特性や発達障害について理解し、関わり方や環境調整をすることで、発達障害者の困りごとは小さくなることから、引き続き理解や啓発を促す研修を実施していく。
(ア)発達障害者支援センター	85回	90回			140回	140回	140回	(ア)86回			
(イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所	42回	75回			50回	50回	50回	(イ)47回			
⑤ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	42名	47名			35名	20名	20名	R4年度実績：35名	精神	今年度もペアレントメンターだけでなく家族支援担当者等にも受講対象者を広げることで、目標を大きく上回る人数の方に受講いただけた。	広く受講を呼びかけ、目標人数以上の受講者が募れるよう努めていく。
⑥ペアレントメンターの人数	34名	43名			35名	40名	45名	R4年度実績：25名	精神	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。市町のペアレントメンターの情報を県発達障害者支援センターとも共有することで、市町を超えてペアレントメンターを活用することができた。	市町によりペアレントメンターの活用に温度差がみられるので、活用事例を具体的に示し、好事例を共有することで市町間の格差をなくしていく。
⑦ピアサポートの活動への参加人数	34名	43名			35名	40名	45名	R4年度実績：25名	精神		
⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働して関わった割合	49.5% (関係機関と協働)	40.7% (関係機関と協働)			50%	55%	60%	県独自項目 R4年度実績：50.7	精神	必要に応じて、市町や関係機関と連携しながら相談支援を行うことができた。	県発達障害者支援センター、発達障害者ケアマネジメント支援事業所、市町がそれぞれの役割を把握し、連携して支援していくことが大切である。

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考	担当	主な実績・成果・評価	課題・対応
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築											
④精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数											
(ア)地域移行支援	11人	8人			15人	17人	20人	※市町計画の積み上げ	精神企画	地域定着支援、共同生活援助、自立訓練は、見込み量を上回ったが、地域移行支援、自立生活援助は見込み量を下回った。	引き続き、精神障害に対応した地域移行支援の充実に取り組む。
(イ)地域定着支援	4人	22人			16人	16人	19人				
(ウ)共同生活援助	423人	3069人			247人	296人	333人				
(エ)自立生活援助	20人	11人			21人	24人	31人				
(オ)自立訓練（生活訓練）	20人	187人			47人	51人	56人				
9 相談支援体制の充実・強化のための取組											
①基幹相談支援センターの設置	14市町	15市町			14市町	14市町	16市町	新規項目 ※市町計画の積み上げ	企画	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。	基幹相談支援センターが未設置の圏域の設置に向けて進めていく。
②自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	—	事例検討回数：92 専門部会設置数：123 部会実施回数：673			事例検討回数：72 専門部会設置数：72 部会実施回数：299	事例検討回数：72 専門部会設置数：72 部会実施回数：299	事例検討回数：72 専門部会設置数：72 部会実施回数：299	※市町計画の積み上げ	企画	事例検討回数、専門部会設置数、部会実施数の全てにおいて見込みを上回ることができた。	全体としては見込みを上回っているが、事例検討回数や、部会設置数が少ない市町もあるため、全市町が一定の回数を行う必要がある。
③計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	173人	159人			240人	254人	339人	県独自項目 ※市町見込みの積み上げ	企画	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。初任者研修については、定員（80名）を超える応募があったため、拡大して受講決定を行った。現任研修、主任相談支援専門員研修については、定員を下回る申込者数であったことから、全て受講決定を行った。	令和7年度は相談支援専門員を緊急的に確保することにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の強化を図るため、受講定員を約2割増加している。

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込	備考	担当	主な実績・成果・評価	課題・対応
10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組											
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	52人	57人			66人	66人	76人	※相談支援従事者初任者研修(講義部分)への各市町職員1名以上の参加(市町計画の積み上げ)	企画	滋賀県障害者自立支援協議会の一部会として行政部会を立ち上げ、市町職員の知識拡充に資することができた。	引き続き、年2回市町の相談支援・支給決定事務の担当者との会議を開催していく。
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	64	78			97回	99回	100回	※市町見込みの積み上げ	企画で記入	実地指導を2月まで実施し、集団指導を3月に実施した。指定障害福祉サービス事業者等集団指導の資料をホームページで共有することで、市町、健康福祉事務所および障害福祉サービス事業所に対し、実地指導の指示事項等を広く周知することができた。	今後は、報酬改定等の大きなトピックがなければWEB開催も検討する。(但し、その時々々の情勢に合わせ柔軟に対応するものとする。)また、集団指導の機会を活用し、サービス向上に繋がる情報共有を行う。
③指導監査結果の関係市町村との共有	1回	1回			1回	1回	1回	R4年度実績：1回	事業所指導		
④相談支援専門員およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修への意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数および修了者数	—	—	—	—	—	—	—	—	新規項目	相談支援専門員初任者研修については、定員(80名)を超える応募があったため、拡大して受講決定を行った。現任研修、主任相談支援専門員研修については、定員を下回る申込者数であったことから、全て受講決定を行った。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修、更新研修については定員を上回る申込者数であったことから、定員を超えて受講決定を行った。意思決定支援に関する研修については、令和3年度から新たに実施した研修であり、令和4年度に15名、令和5年度に19名、令和6年度に25名が受講した。	令和7年度は相談支援専門員を緊急的に確保することにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の強化を図るため、受講定員を約2割増加している。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修についても、昨年度より受講定員を増加している。